

2 0 2 6 年 7 月 1 日

浄化槽保守点検業者 各位

一般社団法人静岡県浄化槽協会

理事長 大 沼 智

<公 印 省 略>

「令和 8 年度浄化槽管理士研修会」開催について

猛暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例第 9 条第 8 項、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第 9 条の 2 に基づき、浄化槽保守点検業者は浄化槽管理士に対して知事又は知事が指定する者が実施する保守点検に関する研修を登録の有効期間（3 年）ごとに 1 回以上受講させる必要があります。

また、政令指定都市の静岡市、浜松市に登録している浄化槽保守点検業者につきましても同様の取り扱いとなります。

令和 8 年度の静岡県知事、静岡市長及び浜松市長が指定する研修につきましては、一般社団法人静岡県浄化槽協会が別紙のように開催いたしますので、登録の有効期間を確認して受講漏れのないようご注意願います。

また、この案内は、浄化槽保守点検業の登録を受けた営業所又は本部機能を有する部署にお送りしておりますので、支店、営業所等に所属する浄化槽管理士の申し込みについても遺漏がないよう留意願います。

研修申し込みについては別紙を確認の上お手続き願います。

なお、令和 7 年度より修了証は研修終了後に受講者あてに送信される「修了証の送信メール」に掲載された「修了証のダウンロードサイト」より個々にダウンロードの上、印刷していただくこととなります。

この変更に伴い令和 7 年度分以降、修了証の氏名等修正並びに、紛失等による再発行についても再発行の手数料が不要となります。

但し、令和 6 年度以前の修了証再発行には所定の再発行手数料が必要となります。